

健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」着ぐるみ使用規程

（目的）

第1条 この規程は、健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」（熊本県健康づくり県民会議が作成した健康づくりのイメージキャラクター。以下、「キャラクター」という。）の著作権を保護し、キャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）が適正に使用されるために必要な事項を定めるものです。

（使用者・使用方法等）

第2条 着ぐるみの使用については、あらかじめ「健やか生活習慣くまもと県民運動イメージキャラクター「ASO坊健太くん」着ぐるみ使用申請書」（別紙様式第1号）（以下「申請書」という。）を提出し、使用承認を受けることにより無償で使用することができます。

（使用承認基準）

第3条 着ぐるみの使用は、健康づくりをテーマとした事業のPRに寄与するもののみ認められ、熊本県健康づくり県民会議事務局（熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課、以下「事務局」という。）において公平性や事業の趣旨との整合性等を審査し、使用を承認します。ただし、次の各号を遵守することとします。

（1）キャラクターについて

キャラクターの著作権は県に帰属しており、使用に当たっては以下の事項を遵守すること。

① 色を改変しないこと。

② 付加価値をつけないこと。

（例：「～が好き」などの性質の設定、特定の商品を持たせる、声をあてる 等）

③ 形状を改変しないこと。

（例：装飾品をつける、付属する物品を外す 等）

（2）着ぐるみについて

着ぐるみの構造上、以下の事項を遵守すること。

① 着用者の正面及び足元の視野が極端に制限されるため、案内者を設ける等、着ぐるみ単独での移動は避け、やむを得ない場合も、平らな場所で数メートル程度に限定すること。特に斜面及び段差がある場所の移動は、案内者が声をかけながら手を引くまたは手すりを持たせる等、転倒を防止するために最大限の配慮をすること。

② 着用時は袖丈の長い衣服を着るなどして、着用者の肌が直接着ぐるみ内部と接しないようにすること。

③ 頭部の着脱は、着用者と補助者の2人以上で行うこと。

④ 動きはゆっくり行い、走ること及び素早い前後屈は避けること。

⑤ 1回の着用時間は30分を目途として休憩を取り、長時間の着用は行わないこと。

⑥ 吸湿に伴う劣化を避けるため、高温多湿の場所、雨天時の屋外及び夏季期間（7～9

月)においては使用しないこと。

(3) その他

使用中に着ぐるみが破損した場合、直ちに使用を中止し、事務局に連絡のうえ、使用を承認された個人及び団体の責任で原状復帰してください。また、着用者の汗及び雨等により濡れた場合は、クリーニングを行った後返却することとし、その旨事務局に連絡してください。

なお、返却後に事務局において破損が発見された場合は、使用した直近の個人及び団体に対して、原状復帰及び実費弁償を求めるものとします。

2 前項の規定にかかわらず、その使用が次のいずれかに該当する場合は承認しません。

- (1) 健やか生活習慣くまもと県民運動の趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 熊本県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) 熊本県の事業又は健康づくり県民会議構成団体が行う関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (8) 事業の主催者の存在が明らかでない場合
- (9) 使用目的が明らかでない場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認の手続き)

第4条 着ぐるみの使用に伴う手続きは以下のとおりとします。

なお、使用申請のため提出した書類は、結果に関わらず返却しません。

(1) 使用申請

着ぐるみの使用を希望する個人及び団体は、申請書に事業内容がわかる関係書類を添えて、事務局あてに提出してください。

(2) 使用承認審査

事務局は、事業の主旨及び内容について速やかに審査を行います。

(3) 使用承認の通知

「健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクター「ASO坊健太くん」着ぐるみ使用承認書」(別紙様式第2号)により通知します。

(4) 貸出

使用を承認された個人及び団体は、事務局において着ぐるみ及び付属する貸出物品を確認のうえ、備え付けの貸出簿に必要事項を記入してください。

(5) 返却

使用後は着ぐるみ及び付属する貸出物品を清掃し、不足がないか確認のうえ、事務局に速やかに返却してください。

(6) その他

使用を承認された個人及び団体は、着ぐるみを使用した事業の実施状況について、事務局あて任意の様式で報告を行うものとします。

(使用上の遵守事項)

第5条 使用承認後の着ぐるみの使用に当たっては、以下の事項を遵守してください。

- (1) 使用承認を受けた事項以外に使用する場合は、別途使用承認を受けてください。
- (2) 使用者は、着ぐるみを使用する権利を第三者に譲渡、担保提供若しくは転貸し、または代理使用を許諾してはいけません。

(使用承認の取消等)

第6条 使用者が次の各号に該当するときは、使用承認の取り消し及び使用の中止、並びに製作物等の回収を求める等の措置をとります。なお、それにより発生した回収費等は使用者の負担とします。

- (1) 使用者が前記の使用承認基準に違反したと事務局が認めたとき
- (2) 使用者が承認内容に違反したと事務局が認めたとき
- (3) 前号に掲げるほか、事務局が必要であると認めたとき

2 事務局は、使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

(経費等の負担)

第7条 事務局は、着ぐるみの使用承認申請または使用の実施等に係る経費または役務は負担しません。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年5月10日から適用する。
- 2 この規程は、平成27年3月5日から適用する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から適用する。